

貯蓄預金

平成27年 2月 1日現在適用中

1	商品の名称	貯蓄預金
2	お預け入れいただける方	・個人のお客様
3	お預け入れ期間	・お預け入れ期間の定めはありません。
4	お預け入れ (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	・随時お預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
5	お支払い方法	・随時払い戻しできます。
6	お利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利 10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階で金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における各々の金額階層の利率を適用します。 ・年2回(3月、9月)当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算で行います。
7	税金	・お利息は源泉分離課税となり20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ただし、マル優をご利用された場合を除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8	手数料	・不要です ただし、キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定の定める手数料をいただきます。 詳しくは「各種手数料のご案内」をご覧ください。
9	付加できる特約事項	・普通預金との間で資金移動を行う「スイングサービス」のお取り扱いができます。 ・マル優のご利用ができます。
10	中途解約時のお取り扱い	・—
11	金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。

12	<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13	<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません。 ・ 「総合口座」のお取り扱いはできません。 ・ 本商品は預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。